

○恵庭市水と緑のまちづくり推進条例施行規則

昭和63年4月1日

規則第10号

改正 平成5年8月2日規則第29号 平成10年3月25日規則第5号

平成19年10月1日規則第32号 平成23年6月30日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市水と緑のまちづくり推進条例（昭和63年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議の対象)

第2条 条例第7条第2項の規則で定める者とは、次の各号に掲げる行為をしようとする者とする。

- (1) 3,000平方メートル以上の宅地の造成その他区画形質の変更を行おうとする者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第1号から第3号までに規定する工場等の建築物（同項第2号及び第3号に規定する建築物で、専ら居住の用に供するものを除く。）で1,000平方メートル以上の敷地に建築する者

(緑化協定)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緑化協定の対象となる土地の区域
- (2) 植栽する樹木又は花の種類及び場所
- (3) 緑化協定の期間
- (4) その他緑化の推進等に必要な事項

(公共緑化の市民参加)

第4条 市長は、条例第12条の規定により、公共施設等において市民みずから樹木、草花を植栽できるよう植栽の場所、樹木及び草花の種類その他の条件を示すものとする。

(保全地区等の指定基準等)

第5条 条例第14条第4項の規定による保全地区等の指定基準は、次の各号に定める基準に適合するものについて行うものとする。

(1) 自然環境保全地区の指定は、次に掲げる区分に応じた面積の土地の区域について行うものとする。

ア 市街地及びその周辺地域のうち良好な緑地を形成している土地の区域（環境緑地保全地区とする。）については、おおむね500平方メートル以上であること。

イ 樹林地、草地、水辺等が所在し良好な自然景観を形成している土地の区域（自然景観保全地区とする。）については、おおむね1万平方メートル以上であること。

ウ 植物の自生地、野生動物の生息地又は特異な自然現象が生じている土地の区域（動植物保全地区とする。）については、おおむね3,000平方メートル以上であること。

(2) 保護樹木の指定は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が90センチメートル以上であること。

イ 樹高が6メートル以上であること。

ウ つる性の樹木にあつては、枝葉の面積が10平方メートル以上であること。

エ 地域の象徴木として親しまれていること。

2 条例第14条第1項の規定により保全地区等として指定したときは、その所有者等に対し自然環境保全地区（保護樹木）指定証（第1号様式）を交付するものとする。

3 条例第14条第2項の規定により保全地区等の指定の告示、変更若しくは解除したときは、所有者等に保全地区等指定（変更・解除）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

4 条例第14条第1項の規定により保全地区等として指定したときは、当該所在地内に標識（第3号様式）を設置するものとする。

5 条例第14条第1項の規定により指定された保全地区等の所有者等の変更があつたときは、遅滞なく保全地区等所有者等変更届（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

（届出等）

第6条 条例第15条第1項の規則で定める行為とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 自然環境保全地区内における次に掲げる行為

ア 建築物の築造等を行うこと。

イ 宅地の造成、土地の開墾その他区画形質の変更を行うこと。

ウ 樹木の伐採を行うこと。

- エ 鉱物の採掘及び土石の採取をすること。
- オ 水面の埋立て、又は干拓すること。
- カ 河川、湖沼等の水位等の増減を及ぼさせること。
- キ 広告物その他これに類するものを掲出又は設置すること。

(2) 保護樹木の保存に影響を及ぼす次に掲げる行為

- ア 保護樹木を伐採すること。
- イ 保護樹木を移植すること。
- ウ 保護樹木の通常の保育目的以外の枝条せん定すること。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が保全地区等の保全又は保護に影響を及ぼすと認める行為

2 条例第15条第1項の規則による届出は、保全地区等における行為（行為変更）届出書（第5号様式）によらなければならない。

3 市長は、前項の届出を受理したときは、保全地区等における行為（行為変更）届出受理書（第6号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。
(管理行為等)

第7条 条例第15条第3項第2号の規則で定める行為は、別表に定めるとおりとする。
(通知の対象)

第8条 条例第17条第1項で定める公団等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人森林総合研究所
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (7) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 年金積立金管理運用独立行政法人

(10) 東日本高速道路株式会社

(11) 北海道住宅供給公社

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された土地開発公社

（完了届等）

第9条 条例第15条第1項の規定による届出をした者又は条例第17条第1項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、すみやかに保全地区等における行為完了（行為中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（審議会）

第10条 条例第19条の規定に基づき設置する恵庭市水と緑のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会長が審議会に諮り設置する。

3 部会に属する委員は、会長が任命する。

4 部会に部会長を置き、その選出は所属委員の互選によるものとする。

5 部会長は、部会の審議に係る経過及び結果を審議会に報告するものとする。

6 前条の規定は、部会の招集、会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

第13条 第10条から前条まで規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り定める。

（援助等）

第14条 市長は、条例第22条の規定により、緑化推進地区内の町内会その他自主的団体の活動に対して予算の範囲内において援助することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 恵庭市の自然と緑をまもる条例施行規則（昭和56年規則第18号）は、廃止する。

附 則（平成5年8月2日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月25日規則第5号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第32号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月30日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条第7号の改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

保全地区等における届出の対象とならない行為

- 1 次に掲げる工作物を新築し、改築し又は増築すること。

ア 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

イ アに掲げる以外の工作物で高さが10メートル以下であり、かつ、水平投影面積が10平方メートル以下であるもの

ウ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台

エ 信号機、防護柵、土留塞壁、その他道路等交通の安全を確保するための施設

オ 社寺境内地又は墓地における鳥居、燈籠、墓碑、その他これらに類するもの

カ 主として、徒歩又は自転車による交通の用に供する施設

キ 幅員が4メートル以下の河川その他公共の用に供する水路

- 2 土地の形質を変更することであつて次に掲げるもの

- ア 工作物ではない道路又は河川その他公共の用に供する水路の設置又は管理のための行為
 - イ 教育又は試験研究のための行為
 - ウ 埋蔵文化財の発掘行為
 - エ 面積が10平方メートルを超えない行為で高さが1.5メートルを超えるのり（法面）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - オ 前号に規定する基準を超えない工作物の新築等で当該行為のため土地の形質を変更すること
- 3 鉱物の採掘又は土石の採取することであって次に掲げるもの
- ア 水又は温泉を湧出させるため土石を採取すること
 - イ 教育又は試験研究のための行為
 - ウ 工作物の新築等のために行う地質調査
 - エ 当該行為が行われる土地の面積が10平方メートルを超えず、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 4 水面を埋立て又は干拓することであって面積が10平方メートルを超えないもの
- 5 河川、湖沼等の水位等の増減を及ぼさせることであって、自然環境保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際、既に新築等に着手していた工作物を操作することにより水位等の増減を及ぼさせること。
- 6 樹木を伐採することであって次に掲げるもの
- ア 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のための通常の行為
 - イ 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採
 - ウ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採
- 7 法令の規定により、又は保安の目的で広告物その他これに類するものを掲出又は設置する行為若しくは表示すること
- 8 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 災害防止のため必要やむを得ない行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としての行為

ウ 保全地区等の保全のための行為

第1号様式(第5条関係)

自然環境保全地区(保護樹木)指定証

恵庭市水と緑のまちづくり推進条例第14条第1項の規定により、次のとおり自然環境保全地区(保護樹木)として指定したことを証する。

年 月 日

恵庭市長



所有者等	住 所	
	氏 名	
指 定 年 月 日	年 月 日 告 示 第 号	
自然環境保全地区 の名称 保 護 樹 木		
面 積(樹 種)		
区 域 又 は 位 置		
指 定 の 目 的		

第2号様式(第5条関係)

第 号
年 月 日

殿

恵庭市長



保全地区等指定(変更・解除)通知書

あなたの所有・占有する _____ を恵庭市水と緑のまちづくり推進条例第14条第2項の規定により、次のとおり指定(変更・解除)したので通知します。

記

- 1 保全地区等の名称 _____
- 2 指 定 番 号 _____ 年 月 日 告示第 号()
- 3 面積(樹種)
- 4 区域又は所在地を明示した図書 _____ 別紙のとおり
- 5 指定(変更・解除)年月日 _____ 年 月 日
- 6 変 更 ・ 解 除 の 理 由

第3号様式(第5条関係)

保全地区等の指定標識

100センチ以上

自然環境保全地区・保護樹木の名称

1 保全地区(保護樹木)の面積(樹種)及び位置
2 保護樹木にあつては、推定樹齢等
3 所有者等氏名

年 月 日 告示 第 号
恵 庭 市

自然環境保全地区・保護樹木の由来又は指定目的等

六〇センチ以上
一一〇センチ以上

G. L

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

恵庭市長 殿

住所
届出者
氏名
(名称)

保全地区等所有者等変更届

次のとおり、保全地区等の所有者等の変更があったので、恵庭市水と緑のまちづくり推進条例施行規則第5条第5項の規定により届け出ます。

記

1 保全地区等の名称 _____

2 新・旧所有者等の住所・氏名(名称)

新所有者	住所	
	氏名(名称)	
旧所有者	住所	
	氏名(名称)	

3 所在地及び面積(樹種)

所在地 _____ 面積(樹種) _____

4 変更年月日 _____ 年 月 日

5 変更の理由

第5号様式(第6条関係)

保全地区等における行為(行為変更)届出書

年 月 日

恵庭市長 殿

住所
届出者 氏名
(名称)

恵庭市水と緑のまちづくり推進条例第15条第1項の規定により、保全地区等における行為(行為変更)について、次のとおり届け出ます。

保全地区等の名称			
行為の種類及び目的			
行為地及び面積等		位 置 地 目	面 積
			m ²
施行計画 の概要	施行面積	※ 整理番号	
	施行方法		
	工事施行 予定者の 住所及び氏名	※受理年月日	
	行為後の状況	※備考	
	着手 (予定) 完了	着手(予定) 年 月 日 完了(予定) 年 月 日	
* 届出の内容の変更事項			

- 1 行為地の位置を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の図面を添付すること。
- 2 *印の欄は、届出内容の変更を行うときのみ記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。

第6号様式(第6条関係)

受 理 書

(受理番号第 号)
年 月 日

殿

恵庭市長



年 月 日付で、次により保全地区等における行為(行為変更)届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	恵庭市水と緑のまちづくり推進条例第15条第1項
行 為 の 種 類	

第7号様式(第9条関係)

保全地区等における行為完了(行為中止)届

年 月 日

恵庭市長 殿

住 所
届出者
氏 名
(名称)

年 月 日付で届出(通知)した下記の行為を 年 月 日完了(中止)したので、恵庭市水と緑のまちづくり推進条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

記

行為の種類